○○自治会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、○○自治会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の連帯と親睦を深め、安全で安心して暮らすことのできる 住み良い地域づくりのために活動することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 自治会内の相互扶助に関すること。
 - (2) 自治会内の環境整備に関すること。
 - (3) 会員相互の親睦及び連絡調整に関すること。
 - (4) 地域の安全・防犯・自主防災活動に関すること。
 - (5) その他目的達成に必要な事業に関すること。

(事務所の位置)

第4条 本会の事務所は、「自治会会長宅」内に置く。

(区域)

第5条 本会の区域は、○○自治会の区域内とする。

第2章 会員

(資格)

第6条 本会の会員は、本会の区域内の住民をもって構成する。

(入会)

第7条 本会への入会は、入会手続きをせず本人の承諾による。

(会費)

- 第8条 本会の会費は、1世帯年間○○円とし、4月末日までに納付する。ただし、 新規会員は、入会時の翌月末日までに納付するものとする。
- 2 臨時に資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。 (退会)
- 第9条 本会を退会しようとするときは、会長に届け出るものとする。

第3章 役員

(役員の種別及び選任)

- 第10条 本会に、会長1名、副会長1名、班長○名、会計1名、監査1名を置く。
- 2 役員は、総会において選任する。

(役員の職務)

- 第11条 会長は本会を代表し、本会の業務を執行するする。
- 2 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 班長は、班の連絡調整に関する業務を行う。

- 4 会計は、会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 5 監査は、本会の収支報告書等の証拠書類を監査する。 (役員の任期)
- 第12条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 任期中に役員が交代した場合の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の招集)

第13条 総会は通常総会と臨時総会とし、会長が召集する。

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、会長とする。

(総会の議事)

第15条 総会の議事は、会員の過半数が出席し、議決はその過半数で決する。可否 同数のときは、議長が決する。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第16条 本会の資産は、財産、会費、寄付金及びその他の収入をもって構成する。 (財産の管理)
- 第17条 本会の資産は、会長が管理する。

(経費及び手当)

- 第18条 本会の経費は、資産をもって支弁する。
- 2 本会の役員に手当を年度末に支給する。
- (1) 会長、年額 町から交付される連絡調整割額の50%とする。 (予算及び決算)
- 第19条 本会の収支予算は、総会の議決を経て定める。
- 2 本会の収支決算は、総会の承認を得なければならない。 (会計年度)
- 第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第5章 雑則

(雑則)

第21条 この規約に定めのない事項で、本会の運営に必要な事項は、会長が会員に 諮り定める。

附則

この規約は、 年 月 日から施行する。